

「被扶養者資格確認調査」を実施します

給与収入のある方は給与明細、別居の方は送金証明のご準備をお願いいたします。

「被扶養者資格確認調査」は、国から毎年の実施を義務付けられており、扶養中のご家族について、引続き資格があるかを確認するための大切な調査です。
ご協力をお願いいたします。（健康保険法施行規則第50条）

【被扶養者資格確認調査の概要】



調査対象の方

次の①～③すべてに該当するご家族を扶養する被保険者

- ① 2024年12月31日以前から引続き扶養認定されている方
- ② 年齢が18歳～74歳の方（2026年4月1日時点）
- ③ 健保組合が資格確認調査を必要と判断した方、または、マイナンバーから取得した情報により、確認書類の提出が必要と判断された方

調査期間

2025年9月1日～2025年9月30日

※調査対象の方のご自宅あて、調査書を発送いたします。

調査委託先

株式会社 法研 カルビー健康保険組合 被扶養者調査担当

提出書類

年金や給与収入のある方、別居の方は、次の書類が必要となります。あらかじめご準備願います。（住民票その他必要書類は、該当の方あての調査書で別途ご案内いたします。）

- 給与収入のある方：給与明細5か月分（4月～8月支払い分）
- 年金収入のある方：年金証書、直近の年金支払通知書
- 別居の方：送金証明3か月分（6月～8月送金分）※手渡しは認められません。

※調査にあたり、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。

カルビー健康保険組合